

# 市議会定例会

## 6月市議会定例会終る

一般会計補正予算 92,308千円

▲過年発生補助災害復旧事業費起債の専決処分について  
 ▲昭和39年度林道事業の施行について  
 ▲昭和39年度白石市一般会計補正予算  
 ▲白石市課設置条例の一部を改正する条例について  
 ▲白石市職員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
 ▲白石市消防団条例の一部を改正する条例  
 ▲白石市社会福祉事務所設置に関する条例の一部改正  
 ▲白石市造林施行に伴う地上及び費用弁償額(旅費)並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例  
 ▲都市計画事業費起債の専決処分について

▲教育委員会委員の報酬額  
 ▲市行造林施行に伴う地上  
 ▲設定契約締結について  
 ▲白石市立小原小学校西分校設置について  
 ▲昭和39年度白石市各種特別会計補正予算



発行所  
 白石市役所  
 企画審議室  
 白石市桜小路35  
 TEL(代)2111  
 発行定日 毎月15日  
 (売価1部2円)

## 市民体育館兼市民会館使用料

会館条例、施行規則により次のように使用料が徴収されます。

区分 時間別	平日使用の場合				土曜日使用の場合				日曜日、祝日使用の場合			
	午前 8時~ 12時	午後 0時~ 5時	夜間 5時~ 10時	全日 8時~ 10時	午前 8時~ 12時	午後 0時~ 5時	夜間 5時~ 10時	全日 8時~ 10時	午前 8時~ 12時	午後 0時~ 5時	夜間 5時~ 10時	全日 8時~ 10時
大ホール	5,000	6,300	10,000	18,700	5,000	8,300	10,000	20,700	6,600	8,300	10,000	22,300
ステージのみ	2,000	2,500	5,000	8,500	2,000	3,500	5,000	9,500	2,800	3,500	5,000	10,300
第一集会室	800	1,000	3,000	4,500	800	2,000	3,000	5,500	1,600	2,000	3,000	6,300
第二集会室	600	800	2,600	3,500	600	1,500	2,600	4,500	1,400	1,500	2,600	5,000
第三集会室	300	400	1,500	2,300	300	800	1,500	2,800	700	800	1,500	3,200
特別室	600	700	800	2,000	600	700	800	2,000	600	700	800	2,000
展示ホール	500	1,400	2,300	3,500	500	1,600	2,300	4,500	1,300	1,600	2,300	5,300

備考  
 一、午後十時以降にわたる場合は午後十一時を限度として、その超過時間に對し一時間当り五割増の使用料を徴収する。  
 二、ステージのみの使用は

### 白石市市民体育館兼市民会館 使用料徴収規則

- 第一条 白石市市民体育館兼市民会館条例の定めるものの外使用料の徴収に關してはこの規則の定めるところによる。
- 第二条 昼間電灯を使用した場合の表により電灯料を徴収する。  
 各室一時間当り電灯料金  
 大ホール 一八〇円  
 ステージ 一八〇円  
 第一集会室 一一〇円  
 第二集会室 五〇〇円  
 第三集会室 四〇〇円  
 特別室 四〇〇円  
 展示ホール 四〇〇円
- 第三条 会館備付の拡声機  
 附則1.この規則は公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日から適用する。
- 第四条 ピアノの使用は会場使用と併用する場合に限り許可するものとし、その使用料は三百円とする。
- 第五条 この規則は公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日から適用する。
- 第六条 使用者が会合者から入場料、その他これに類するものを徴収する場合又は営利的の目的に使用する場合の使用料は五割増とする。但し公共的団体の使用の場合には三割増とする。
- 第七条 昼間電灯、臨時電灯及び電力、その他の附帯設備を使用した場合の使用料は別に定める。
- 第八条 許可しない。但し、ホールの使用に支障がなく、かつ後日同会場を使用しなす行事のため練習等を目的とする使用の場合に限り許可することができ、特別室は他の集会室との併用のみに許可し特別室のみの使用は許可しない。
- 第九条 展示ホールの使用を許可する場合は展示を主目的として使用する場合のみ許可するものとする。
- 第十条 展示ホールを展示会等に使用する。

### 悪性伝染病を 防ぎましょう

天候不順が続きますと自然に体力が弱り病原菌に対する抵抗力がうすれてまいります。とくに赤痢は食物によつて感染します。

この7月に入つて12名の患者をだしておりますから充分のことに注意してください。

【食物の注意】  
青梅、キャンデー、生魚はさけること。  
【日常生活の注意】  
(イ) 患者の家の出入りを絶たないこと。  
(ロ) 流水は絶対に使用しないこと。

【病状の特徴】  
急に元気がなくなり顔色が悪く38〜40度の熱がでて数時間後ケイレン、うわ言、あくびが出る。  
必ずしも吐気、下痢が必らずしもありません。

### 夏と健康

夏というとき、暑い、からだがダルイなどという反面にはたのしい、海水浴、登山、夏まつり、花火など沢山の行事があり、家もさつぱりとした夏を過ごしたいと誰でも考えていることですが、それは簡単にその心得を申しのべてみたいとおもいます。

一、日本の気候  
もちろん高温多湿です。7月の気温は平均でロンドン17度、パリで18度、東京は東京は東京に26度、湿度もベリン71%、ロンドン82%であるのに対し東京は82%となつております。これは大陸の空気が熱せられて日本に運ばれてくる一方太平洋の湿気を含んだ東風が季節風となつて我が国をおおすからです。最近では不快指数などという言葉も聞かれますが日本の宿命ともいえるでしょう。

二、夏に多い病気  
こういう気候では細菌の繁殖には極めて都合が良いわけですが、  
各種の伝染病や食中毒が猛威をふるい、また皮膚病も多く事故死も一年中で最も多い時期です。

伝染病の王座はやはり赤痢、日本脳炎で7月と12月つてから市内でも6才と12才の二名が発病してから一昼夜で尊い生命を喪失病状では白保健康所長見次修二氏が述べておられます。

三、夏と栄養  
疲労を最少限にする意味からもビタミン、生野菜の補給が大切で漬物とお茶づけでこまかしたりせすこの夏こそ良質の蛋白質やビタミンBCを研究してください。食卓を研究してください。(白石保健所長見次修二)

### 「夏の防犯」

#### 犯罪のない明るいまち

7月20日から「夏の防犯」を進めることになり、また全国的にオリンピックに備え「夏の防犯運動」をみんなで強力に体制をかためるいま、すみよいまちづくりにご協力ください。

そこで次のことをみんなが守り、被害をうけたときは早く警察に届けます。

- 開放的な服装をさげよう
- 暗い夜道をさげよう
- きせんとした態度をしよ
- 町を明るくしよう
- 届出をしてみんなの力で防止しよう

(白石警察署)

この7月は、住民登録法ができて満12年になります。住民登録法は、市役所、町村役場でその区域内に住んでいる人々の居住関係を「住民票」という公簿に記載して、住民の社会生活の利便をはかることも市役所でも常時住民を把握しこれを基礎としてあらゆる行政事務を、誤りなく簡単に処理できるようにするためです。

本籍地に居住している人も、本籍地でない他の市町村に住んでいる人も日本人である限り全部その住んでいる役場で住民登録をしなければなりません。

● 各種免許をもちたい目的の申請が容易である。  
● 小、中学校の入学通知が誤りなくくる。  
● 国民年金、国保をうけるに容易である。  
● 不動産の登記手続が容易きたときは転入届

### 農業改良資金助成法の一部 改正に伴う農家生活改善資金

農業改良資金制度は昭和31年に創設され以来新しい農業技術の導入に必要な資金を無利子で貸付け、農業経営の改善に大きな役割をはたしてきましが現在の農業をめぐるといふいろいろな情勢により農業経営を技術面において改善するだけなく、これとあわせて広く農村生活の改善促進し、農業者が健康で文化的な生活を営むことができるようにするための施策と農業経営の次代を担う優秀な農村青少年の育成確保をはかるための施策を強力に推進するため要件が痛感されるに至つて

### ……国民年金……

7月は納期限  
国民年金保険料の納期は四、五、六月分は7月末日まで、七、八、九月分は10月末日まで、十、十一月分は11月末日まで、十二月分は12月末日まで、それぞれ納期が異なります。被保険者の方は必ず納期に納めてください。

日本国内に居住する日本人は満20才に達した日から20日以内に国民年金に加入することになっております。加入しない方未届の方は、住所、氏名の変更及び資格喪失 国民年金の被保険者が住所をかえたときや、結婚によつて姓が変わったときは20日以内にその住所を管轄する市町村長に届出なければなりません。

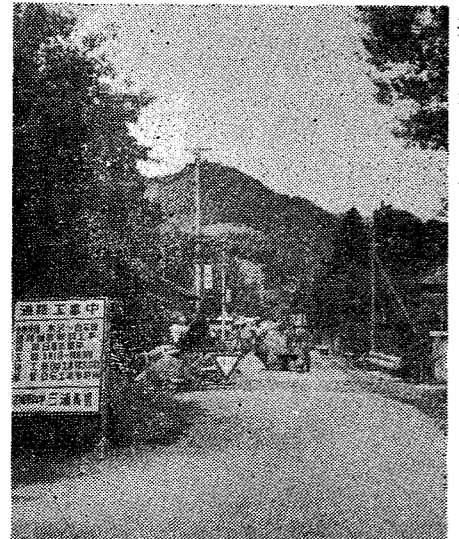
住民登録をされていると次  
● 公営住宅に入居申込ができる。  
● 住民票の謄(抄)本によつて居住関係を証明することができ。  
● 選挙人名簿にもれなく登録される。  
● 多数の利点がありもし住民登録をしていないときは国外移住するときは国外移住届 以上のような場合は、変更を生じた日から14日以内に届出なければなりません。この届出を怠ると過料の制裁をうけることになっておりますから、届出をしていない方は、いますぐ市役所にその手続きをしてください。

### 農家生活改善資金貸付基準

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	償還期間	貸付申請時		貸付決定時		備考
				貸付申請時	貸付決定時	償還期日	償還期日	
生活に必要とするに資する資金	太陽熱利用装置	45,000	3年	12月	8月、1月	8月10日	12月10日	申請書は毎月受付
	火水メタセライト	40,000	3年	〃	〃	〃	〃	
	太陽熱利用装置	25,000	2年	〃	〃	〃	〃	
	太陽熱利用装置	20,000	2年	〃	〃	〃	〃	
	太陽熱利用装置	30,000	2年	〃	〃	〃	〃	

### 農業委員会協力員委嘱

- ……6月20日付……
- 農業委員会協力員  
△白石地区  
白石 和泉三郎、小林 野登、島貫光弥、一条貞一、大沼幸次、佐藤藤、制野福江、阿部正見、村上 幸夫、佐藤一、佐藤三男、大森清、紺野一雄、柴 佐藤登喜夫、大町有信、田勝 吉野正志、高子文蔵、地清吉、大橋隆志、村上盛雄、山田興市、山田 高橋隆一、佐藤雄一、大庭儀兵衛、遠藤謙明、藤一男、佐藤俊松、平岡秀、地政治、青木大二郎、小野 雄、我妻兵七、佐藤好正、利一郎、安藤義一、鹿又喜、大野吉五郎、山田誠一、小男、遠藤正二、平岡幸治、野間弥、太田順一、武田早酒井正一郎、小関長次郎、人、佐藤忠衛、大野雄吉、△越前地区  
石川金郎、樋口孝逸、大 高橋栄治、高橋貞男、菊 榎隆、大泉清一、佐藤芳郎、地敏、村上勇一、日下満雄、高橋留雄、八島幸吉、小野 鹿又年夫、小室吉衛、国分 勇、熊谷豊、佐藤一、半 己石工門、立田由治、高野 沢利一、高橋充、山田正志、伝 泉出夫、菅野正夫、我 鈴木康弘、大戸忠雄、後藤 妻力雄、日下健次、日下宗 正司、斎藤正久、遠藤 夫、佐藤義宗、日下基夫、芳男、石川徳寿、半沢 仁二、山崎正男、渡辺実、△斎川地区  
畑中久人、佐藤吉也、十二、我妻庄市、高橋広 保科保、松野寛、大槻 樋渡栄之進、佐藤徳、今野 忠、遠藤泰、佐藤仲式、里志、高橋信、木村武助、堀川一、大浦清一、加藤正一、半田健治、△小原地区  
古山昭一、八島信一、山 影恒夫、半沢晃一、斎藤光 佐久間文太、遠藤辰雄、宣、小室利夫、半沢昌、高 高橋重太郎、高橋栄、橋勝也、小室敏、四重豊志、高橋今朝治、佐藤浅、高橋信一、小室三雄、小室 小関政治、斎藤源治、善一、大槻文男、大浦一郎、引地義男、古山猛、高橋定雄、亀岡正利



(写真) 米沢、白石線道路舗装工事進行

# 夏山は招く

……山の遭難を防ごう……



(写真……花畑附近のキャンプ地)

- △職場又は一般の登山団体に必らず入り指導をうけること。
- △他人と、あらそう意識をなくすこと。
- △一回だけの勝負でない。
- △自分の経験と体力に合致した山を選ぶこと。
- △山登りは家まで、家に帰り着くまでと考えること。
- △初めての登山は、よいリーダーを選ぶこと。

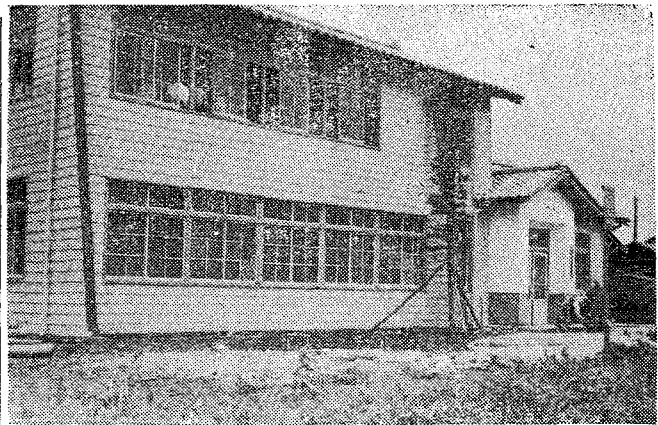
## 暑中見舞ハガキ発売中

7月1日から暑中見舞ハガキが発売されており、裏面に鶴、茄子を刷りこんだ二種類です。

暑中見舞ハガキのように、たくさんのお便りを出す場合は、とかく「あて名や自分の住所」を省略しがちです。

(白石郵便局)

電報電話局前にボックス公衆電話が  
つきました



白石市公民館越河分館

このほど完成した越河分館は旧白石公共職業安定所の建物を改築したものでこの分館完成とともに社会教育の場として大いに役立つことと地区民はよろこんでおります。

住 所 白石市越河五賀南台51の2  
 総坪数 74坪 (2階建木造カラダ葺)  
 総工費 168万円 (内訳土地代68万円建物100万円)

(写真……白石市公民館越河分館)

## 今月の納税

固定資産税 第2期  
 申告所得税 第1期  
 の納期限です